

訂正箇所

議案第11号「和光市子供のいじめ防止条例を定めることについて」

第10条第1項、第12条第5項及び第13条第5項

正誤表

正	誤
<p>(和光市いじめ防止基本方針)            第10条 市は、法第12条の規定により、市が実施するいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、和光市いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める。</p>	<p>(和光市いじめ防止基本方針)            第10条 市は、法第12条の規定により、市が実施するいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、和光市いじめ防止基本方針（以下この条において「いじめ防止基本方針」という。）を定める。</p>
<p>2～4（略）            （和光市いじめ問題対策連絡協議会）</p>	<p>2～4（略）            （和光市いじめ問題対策連絡協議会）</p>
<p>第12条（略）            2～4（略）</p>	<p>第12条（略）            2～4（略）</p>
<p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>6（略）            （和光市いじめ防止等対策委員会）</p>	<p>6（略）            （和光市いじめ防止等対策委員会）</p>
<p>第13条（略）            2～4（略）</p>	<p>第13条（略）            2～4（略）</p>
<p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>6（略）</p>	<p>6（略）</p>

※ 訂正箇所は、赤字で表記しております。